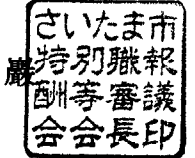




平成25年12月2日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市特別職報酬等審議会
会 長 伊 藤



さいたま市市議会議員の議員報酬の額並びに
市長及び副市長の給料の額について（報告）

平成25年10月16日に本審議会に対し意見を求められた、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、別紙のとおり報告します。



別紙

本審議会は、さいたま市市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、市長からさいたま市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基づく意見を求められました。

これを受けて本審議会は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について委員相互の意見交換を行いました。その主なものとして、次のような意見が出されました。

(主な意見)

- ・ 特別職職員の給料等の額を検討する場合においては、他の政令指定都市と比較することが望ましい方法である。本市の特別職職員の給料等の額や期末手当を含めた年間支給額については、政令指定都市の平均額程度であり、概ね適正な金額であることから、現行の給料等の額については、妥当な額である。
- ・ 他の政令指定都市との比較、または、本市の財政状況を判断材料にすると、特に引上げ、引下げの理由は見当たらない。
- ・ 特別職職員の給料等の年間支給総額が市税に占める割合が政令指定都市の平均値と比較して高いことや、本市の一般職職員の給与がここ数年引き下げられていることを勘案すれば、現行の給料等の額については、引下げを行うべきではないか。少なくとも、議員報酬の額については、引下げを検討してもよいのではないか。
- ・ 議員定数は、これまで削減されてきており、議員1人当たりの人口は増えている。このことにより、議員報酬の総額は削減されていると考えられることから、議員報酬の額については、据え置きでよい。
- ・ 前回（平成19年度）の特別職職員の給料等の改定は、それまでの一般職職員の給与改定率の累積値が一定の大きさになったことに伴う引下げであったこ

とを勘案し、平成23年度及び平成24年度の本審議会では、改定を見送ったところである。

今年度についても、一般職職員の給与改定率の累積値の状況に変化がないことから、昨年度と同様、現段階では改定を要する状況には至っていないと判断すべきである。

本審議会といたしましては、これらの意見を踏まえて慎重に検討を行った結果、現行の市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、『据え置くことが適当』との結論に達しました。